

仕 様 書

1 業務名

札幌市新琴似・新川地区センター改修工事に伴う一時移転業務

2 適用範囲

本仕様書は、札幌市新琴似・新川地区センター改修工事に伴う同地区センター事務室及び図書室一部設備の仮事務所への移転作業（以下、「第一次作業」という。）、改修工事終了後の復旧移転作業及び仮事務所の撤去作業（以下、「第二次作業」という。）及びレイアウト移設作業等これらに付随する作業に適用する。

3 履行場所

札幌市新琴似・新川地区センター事務室及び図書室

（現住所：札幌市北区新琴似2条8丁目1番20号）

（仮事務所：札幌市北区新琴似1条11丁目9番23号 1階）

4 担当課

北区市民部地域振興課

（北区北24条西6丁目 北区役所3階 電話：757-2407 FAX：747-5898）

5 履行期間

契約締結日から令和6年2月15日まで

ただし、本業務は第一次作業と第二次作業の2期に分かれた業務のため、下記のとおり履行期間を2分割するものとする。

(1) 第一次作業 契約締結日から令和5年9月2日まで

ただし、レイアウト移設希望予定日を令和5年9月1日とするため、この日程で対応できるように調整することとするが、必要な事前作業等が生じる場合は本市と協議の上、調整を行うこと。

(2) 第二次作業 令和6年2月1日から令和6年2月15日まで

復旧移転日は令和6年2月中（予定）だが、受託者は本市と打合せの上、柔軟に対応できるように移転日の調整を行うこと。

6 作業時間

本業務の遂行に当たり、本市及び各事業者と綿密な打ち合わせを行い、工期を調整の上で作業工程を作成し、了承を得て施工に当たること。

7 提出書類

契約締結後、次表に定める書類を本市に提出すること。ただし、作業別に必要な提出書類に関しても、別途本仕様書にて定めるので、これらも提出すること。

番号	書類名	部数	提出期限
1	業務実施工程表 (レイアウト作業詳細 30分単位) ※第一次作業、第二次作業	2部	第一次作業：契約締結日から1週間以内 第二次作業：作業開始1週間前
2	業務完了届 ※第一次作業、第二次作業	1部	各移転作業完了後ただちに提出
3	レイアウト ナンバリング図面	2部	契約締結日から1週間以内
4	注意事項等レイアウト手順書	1部	契約締結日から1週間以内
5	仮移転先レイアウト完成図面 (電気・電話・LAN配線経路図)	2部	第一次作業完了後2週間以内
6	業務責任者指定通知書	1部	契約締結日から1週間以内

本業務については、セキュリティを考慮した運用を行い、個人情報保護に関する資格（※1）及びオフィス環境整備等についての適正化に関する資格（※2）保有者を常に従事させること。ただし、困難な場合は資格を保有する者から支援を受けられるような体制を整備すること。

※1 個人情報保護士（財団法人 全日本情報学習振興協会）等

※2 認定ファシリティマネージャー資格（公益財団法人 日本ファシリティマネジメント協会）等

8 業務内容

本市の監督の下、以下の業務項目に従い、レイアウト変更業務等を行う。

(1) ナンバリング図面の作成及び配線プランの説明

添付の現状レイアウト図及び移転レイアウト図案を基に、電気・電話・LANなど全ての配線について、本市と十分な調整を行うほか、利用者の利便性や事務作業の効率化等を十分に考慮し、また、安全性や適正な配置及び配線（電源、OA配置、通信機器配置、床加重耐性、セキュリティ、判り易さ）についても配慮した上で、効果的なレイアウト配線プランを作成し、本市へ説明すること。

OA機器類についても接続の方法を記載し、移動に際して全ての移動備品に事前にナンバリングした図面を作成し提出すること。記載方法は問わないが、手書きによるものは不可とする。

(2) ケーブル配管の設置

天井裏に光ケーブル等を配線する際に必要になる配管を設置する。必要となる箇所の配線の出口を事前に本市及び配線業者と打合せの上で確認し、適切な場所まで配管すること。

(3) 書類・什器備品等の移動

書類を段ボール箱に詰める作業は委託者が行い、搬送作業は受託者が行うものとする。その際に必要な段ボール（規格段ボールNo.6）及びその他資材（シール・テープ等）については、受託者が指定日までに調達し、本市指定場所へ配送すること。

備品の搬出入の際は必ず養生を行うこととし、本業務に係る作業により建物を著しく傷つけてしまった場合は速やかに受託者の責にて復旧すること。

段ボール等は、移動先ナンバーに基づいて運び、指定ナンバーの備品の側に配置すること。

ア 第一次作業

事前打合せの上、添付のレイアウト図案を基に受託者が(1)で作成したナンバリング図に沿って什器・備品を配置し、書庫等においては倒壊しないように連結するなどの耐震施工を行うこと。ただし、6か月程度で元の場所へ戻る予定のため、建物への過剰なビス打ち等を行わないようにすること。

イ 第二次作業

事前打合せの上、受託者が(1)で作成したナンバリング図に沿って什器・備品を配置すること。

(4) 電気工事及び配線工事（LAN配線等を含む）

本市と協議の上で、移転レイアウト図面に基づき必要な配線業務（撤去・敷設・調整）を決められた期間及び時間内に行うものとする。

移転先の配線は床モール配線を原則とし、来客や職員の往来に支障をきたさないよう設置すること。

移転先の電気容量を事前に確認し、移動する内容に相応分の分電盤を増設すること。計画を事前にと打合せの上で行うこと。

LAN配線及びOAタップ・延長ケーブルは既存配線を利用するものとし、不足分は受託者が調達すること。ただし、復旧移転の際にそのまま使用した方がよいと受託者が判断した場合は、受託者の負担で移転先への新規配線使用も可とする。

電気の既設線は現事務所へ残してくることとし、改修工事終了後に再び現事務所への復旧移転時にはその線を再び使用することとする。

床配線はモール処理にて行うこと。ただし、移転先から現事務所への復旧移転時には、移転先の床モールの撤去及び配線撤去を行い、移転前の状態と同様にして引き渡すこと。

(5) 電話工事

本市と十分な調整を行った上で、移転レイアウト図案に基づき、本市が指定する保守業者と十分な調整を行った上で端末の移動及び内線番号・端末の設定、交換機の設定を行うこととする。変更箇所に応じた配線移設、端末の内外線接続確認まで行うこととする。

端末の台数は3台、電話付ファックス機1台程度とし、新規の購入はないものとする。回線種別を事前に確認し、間違いのないよう配線を行うこと。回線の移転費用も受託者が負担すること。

既設線は現事務所へ残してくることとし、改修工事終了後に再び現事務所への復旧移転時には、その線を使用することとする。

床配線はモール処理にて行うこと。ただし、移転先から現事務所への復旧移転時には、移転先の床モールの撤去及び配線撤去を行い、移転前の状態と同様にして引き渡すこと。

(6) 光ケーブル配線

建物内に光配線を天井内からそれぞれの事務所に必要なところまでの配線を行い、新たに設置する配管内を經由させ、露出しないように配線すること。

(7) 図書端末の移動・設置

本市及び本市が指定する保守業者と十分な調整を行った上で、図書室内で使用している図書端末2台とOPAC（利用者用端末機）1台、プリンタ1台を必要な機器とともに移設し、配線及び接続の確認までを行い、使用できる状態にすること。

床配線はモール処理にて行うこと。

ケーブルは既存配線を使用するものとするが、復旧移転の際に既存配線をそのまま使用の方がよいと受託者が判断した場合は、受託者の負担で仮移転先への新規配線使用も可とする。

ただし、移転先から現事務所への復旧移転時には、移転先の床モールの撤去及び配線撤去を行い、移転前の状態と同様にして引き渡すこと。

(8) OA 機器の移設

本市が指定する保守業者と十分な調整を行った上で移設作業を行い、動作確認及び設定作業を行うこと。

移転先への配線はモールにて処理を行うこと、移転先から現事務所への復旧移転時には、移転先の床モールの撤去及び配線撤去を行うこと。

移動の際はOA機器を傷つけることのないよう梱包を行うこと。（梱包資材は受託者が調達すること。）

移動のOA機器は複合機1台程度、パソコン9台程度、プリンタ5台程度とし、インターネット接続確認を行うこと。（プリンタ印刷テストを含む。）

受託者はルーター等の移動も行うこと。

配線、その他不足部材が生じた場合、業務履行上必要な物品は受託者が負担し用意すること。

(9) 不要物品、不要部材の撤去

レイアウト変更作業の際に発生した残材及び不要となる部材・備品等については、本市からの指示に従い、法令に基づき引取処理を行うこと。

(10) 業者間の調整及び工程表の作成

業務の性質上、複数業者が立ち入るため、時間管理及び施工手順の打合せを受託者が行い、速やかに工程表を作成し、本市へ提出すること。

(11) 仮移転先レイアウト完成図面の作成

添付レイアウト案を基に移転完了後の各配線図を作成すること。記載方法は問わないが、手書きによるものは不可とする。

(12) 立会い

受託者が個人情報を取得（閲覧するにとどまらず、これを記録・印刷すること等をいう。）することを防止するため、受託者が作業を行う際には、必ず受託者もしくは委託者が指定する者の立会いの下で作業を行うこと。

9 札幌市環境マネジメントシステムへの協力

札幌市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。特に環境法令等は遵守すること。

10 個人情報保護に関する法律

受託者は業務を遂行する際の個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等、個人情報保護各法令の規定を準用し、適切に取扱うものとする。

11 契約金額の支払い

本業務は、第一次作業と第二次作業の 2 期の作業に分かれた業務であるため、各作業完了後の検査に合格したときは、下表に定める期間ごとの支払いとする。

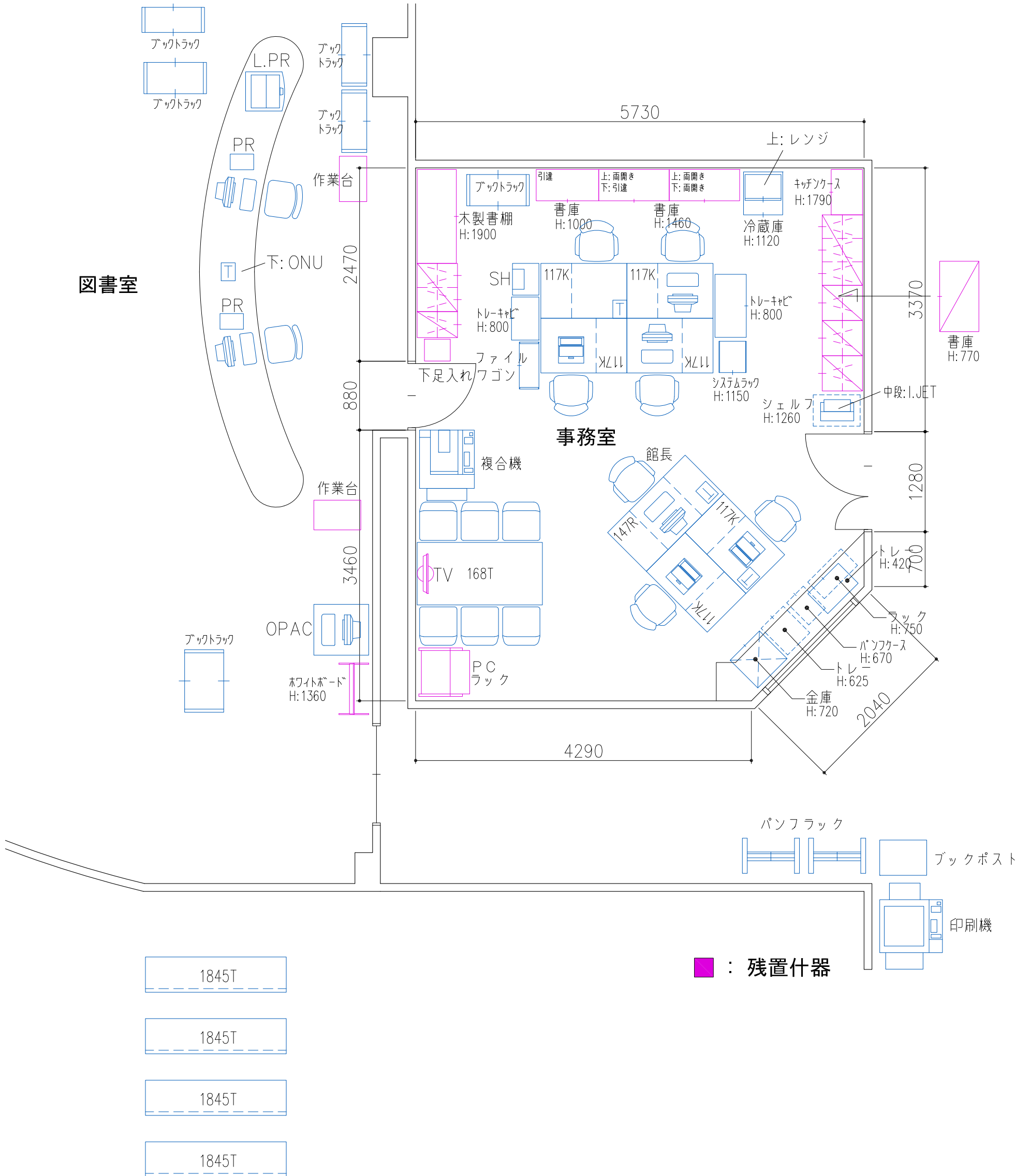
第一次作業	契約締結日から令和5年9月2日まで	契約金額の 1/2(円未満の端数が生じた場合は切り捨て)
第二次作業	令和6年2月1日から令和6年2月 15 日まで	契約金額から上記支払い額を差し引いた金額

12 その他

- (1) 本業務を円滑に進めるため、入札前に本市と打合せの上、作業現場等の事前調査を十分に行い、適正な作業計画を検討の上で見積りを行うこと。
- (2) 本業務については、作業内容が多岐に渡るため、履行に当たっては各種関係法令を確認・遵守するとともに、工程管理等を正確に行い、本市の指示に従い適正な履行に努めること。
- (3) 履行に当たっては、安全衛生管理、作業場所の養生、整理整頓及び清掃を徹底すること。
- (4) 履行に当たり、受託者の不注意等の瑕疵により生じた故障、破損、事故等は受託者の責任において処理すること。
- (5) 本仕様書内で明記されていない事項であっても、本レイアウト変更及び改修に付帯する作業については、履行しなければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、本市の指示に従うこと。
- (7) 業務完了届提出後の検査実施日から 1 年以内に本業務履行不備による不具合が生じた場合は、受託者の負担で対応すること。

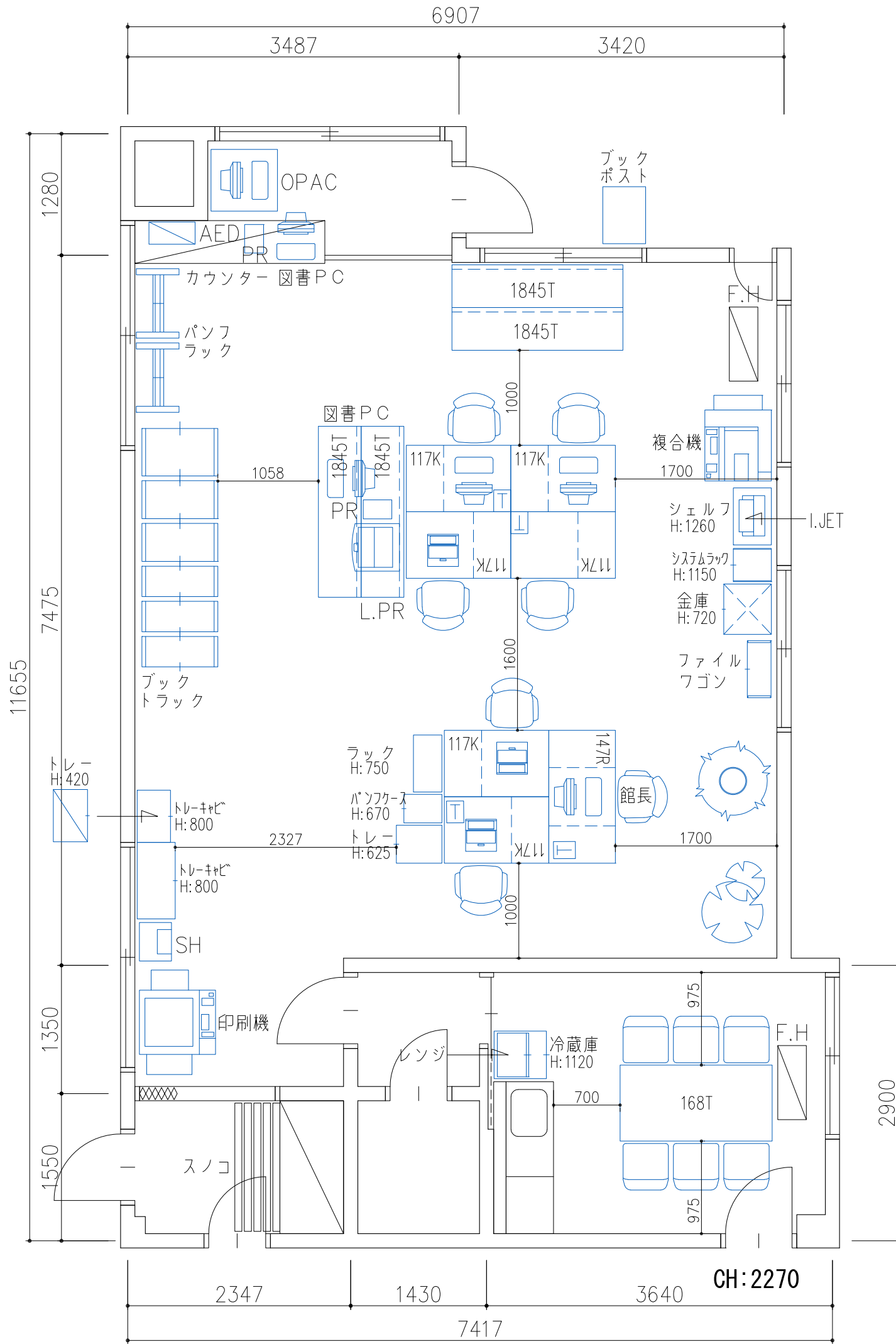
図書室

事務室



■ : 残置什器

- 1845T
- 1845T
- 1845T
- 1845T



札幌市 新琴似・新川地区センター
仮移転レイアウト

DATE : 2023.07.13 SCALE : 1/50 (A3)